

石川労働局長
吉田研一 殿



2021年7月29日

JAM
石川県
執行委
2-14
治

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者24,200名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 922円/時

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2021年7月時点 10,628名

◆合意率 $\frac{10,628}{24,200} = 43.92\%$

5 添付書類

- (1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
- (2)組織における合意を表す機関決定の写。
- (3)申出合意および委任状。
- (4)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。
- (5)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
- (6)公正競争ケース申請における疎明資料。



以 上

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

令和3年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1	石川製作所	E263	石川製作所	労働協約	950	282	
2	大日製作所	E291	大日製作所	組合決議		152	
3	高井製作所	E264	高井製作所	組合決議		64	
4	多川製作所	E263	多川製作所	組合決議		10	
5	中部機械製作所	E264	中部機械	組合決議		7	
6	津田駒工業	E263	津田駒工業	労働協約	975	1,040	
7	土肥研磨工業	E262	土肥研磨	組合決議		128	
8	白山工業	E262	白山工業	組合決議		45	
9	福井鋳螺羽咋工場	E248	福井鋳螺羽咋支部	組合決議		35	
10	福井鋳螺加賀工場	E248	福井鋳螺	組合決議		63	
11	北都鉄工	E253	北都鉄工	組合決議		32	
12	北陸プレス工業	E245	北陸プレス工業	組合決議		38	
13	NTN宝達志水製作所	E259	NTN宝達志水製作所	組合決議		64	
14	共和電機工業	E291	共和電機工業	組合決議		195	
15	コマツ産機	E262	コマツ産機ユニオン	労働協約	1,000	380	
16	NTN能登製作所	E264	NTN能登製作所	組合決議		140	
17	板尾鉄工所	E262	板尾鉄工所	組合決議		168	
18	江沼チェン製作所	E253	江沼チェン製作所	組合決議		120	
19	村田機械加賀工場	E263	村田機械労組加賀支部	組合決議		266	
20	共和工業所	E248	共和工業所	組合決議		244	
21	小松シャリング	E262	小松シャリング	組合決議		161	
22	小松高田製作所	E262	小松高田製作所	労働協約	1,015	144	170,000円÷167.3H/月
23	小松製作所栗津工場	E262	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,000	2,679	
24	小松製作所金沢工場	E269	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,000	413	
25	コマテック	E262	コマテック	組合決議		115	
26	昭和精工	E269	昭和精工	組合決議		21	
27	大同工業	E253	大同工業	労働協約	950	892	
28	ダイワ	E262	ダイワ	組合決議		28	
29	武田工業所	E262	武田工業所	組合決議		29	
30	テックキタ	E260	テックキタ	労働協約	950	9	
31	東振精機	E259	東振	組合決議		464	*決議は東振労組で一括
32	東振テクニカル	E259	東振	組合決議		74	*決議は東振労組で一括
33	東野産業	E259	東野産業	組合決議		120	
34	日晃製作所	E266	日晃製作所	組合決議		2	
35	根上シブヤ	E266	根上シブヤ	組合決議		40	
36	富士MFG	E253	富士MFG	労働協約	985	40	159,000円÷161.3H/月
37	南鉄工所	E262	南鉄工所	組合決議		56	
38	室戸鉄工所	E262	室戸鉄工所	組合決議		46	
39	大同テクノ	E253	大同テクノ	労働協約	955	159	152,900円÷160H/月
40	澁谷工業	E264	シブヤグループ従業員会	労働協約	1,161	1,360	
41	本多製作所	E266	本多製作所	組合決議		32	
42	オリエンタルチェン工業	E253	オリエンタルチェン工業	組合決議		137	
43	富士精工本社	E249	富士精工	組合決議		134	
				合計		10,628	
				適用労働者数		24,200	合意率分母
				合意率		43.92%	10628÷24200
				最低必要人数		7,260	適用労働者数の1/3
				協定締結従業員数		7,398	

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を
確保する点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2020年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	305,639	208,300	242,100	274,400	304,800
B 労組	500人以上	268,904	200,440	231,400	259,073	284,580
C 労組	201～500人	242,217	205,400	236,348	266,960	297,430
D 労組	201～500人	289,401	199,309	231,261	264,450	294,776
E 労組	101～200人	251,988	212,188	243,937	276,408	303,800
F 労組	101～200人	254,063	204,700	231,975	256,091	279,455
G 労組	100人以下	244,275	195,633	221,717	247,411	273,106
H 労組	100人以下	236,389	178,683	190,519	202,346	214,192
	平均	261,610	200,582	228,657	255,892	281,517

2021年賃上げ実態

企業名 (組合名)	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	306,042	41.6	5,700	1.86%
B 労組	271,903	35.8	5,424	1.99%
C 労組	246,982	37.4	5,537	2.24%
D 労組	291,009	39.2	5,600	1.92%
E 労組	253,722	37.6	5,765	2.27%
F 労組	254,054	39.6	4,800	1.89%
G 労組	253,929	38.0	4,240	1.67%
H 労組	163,891	43.0	2,500	1.53%
	255,192	39.0	4,946	1.94%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以上